

健康づくり活動に関する知事褒賞取扱要領

第1 趣旨

この要領は、「知事功労別表彰、知事褒賞に関する健康福祉部の取扱要綱」(平成10年3月26日付け健福第489号健康福祉部長通知。以下「要綱」という。) 第7条の規定に基づき、県民の健康増進に関する取組を積極的に行っている団体に対する知事の表彰に関して必要な事項を定める。

第2 表彰の対象等

1 対象

県民の健康増進に関する活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められる団体とする。

ただし、過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがある団体、及び過去に本要領における知事褒賞を受賞したことのある団体は除く。

なお、この要領の中でいう団体とは、常時雇用される労働者が5人以上の県内の事業所、事業所の支所、営業所等とする。

2 表彰の基準等

要綱別表2(2)に掲げる「その他保健衛生事業の発展に貢献した者」とし、具体的な表彰基準及び1年当たりの被表彰者数は本要領別表のとおりとする。

第3 表彰の時期

表彰の時期は、要綱第3条の規定に基づき、この表彰の目的の達成のため効果的であると認めるときに行うものとする。

第4 候補者の募集方法

候補者の募集方法は次のとおりとする。

1 自薦

団体自らの応募による。

2 他薦

全国健康保険協会静岡支部、健康保険組合連合会静岡連合会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、しづおか健康いきいきフォーラム21からの推薦による。

第5 候補者の推薦

推薦者は、推薦調書に必要事項を記載し、添付書類を添えて、健康福祉部長に推薦する。

1 推荐調書の様式

推薦調書の様式は、別紙様式第1号とする。

2 添付書類

団体の定款又はこれに準ずる規約等及びその他候補者の功績を判断するうえで参考となる資料がある場合は添付する。

第6 選考方法

- 1 健康福祉部長は、選考委員会（以下「委員会」という。）の選考に基づき被表彰者を決定する。
なお、委員会の委員は、次の者から5人以内で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 産業保健関係者
 - (3) 経済産業関係者
- 2 被表彰者の選考事務は健康増進課を所管課とする。

第7 その他

この表彰に関して、必要な事項は健康福祉部長が別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

別表

	対象	基準	被表彰者数
知事褒賞	県民の健康増進に関する活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められる団体	<p>次の要件すべてに該当する団体</p> <p>1 従業員の特定健診等の健康診断の促進や健康増進のための必要な対策が講じられていること。</p> <p>2 健康増進法に基づく受動喫煙対策を講じた上で、更に自主的に受動喫煙防止対策や禁煙対策を実施していること。</p> <p>3 従業員又はその家族、並びに地域住民等を対象とした健康づくりに関する活動の実績と結果がすばらしいこと。 (活動例) <ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣の促進（スポーツクラブや同好会の設置、スポーツ大会や健康体操等の実施、健康づくり機器の整備等） ・栄養・食生活面の支援（社員食堂での栄養成分表示、しずおか健幸惣菜の提供等） ・心の健康に対する対策（各種研修の実施、相談体制の整備等） ・ストレスチェックの実施 ・歯科保健対策 ・感染症対策 ・地域住民等の健康増進を目的とした社会貢献活動 等 </p>	10団体以内